

第7期第5回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成24年10月31日(水)午前10時から12時18分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、柴崎委員、今井委員、中里委員、岡澤委員、太巻委員、浅見委員、
飴谷委員、荻本委員、加賀美委員、小室委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、
西川委員、松島委員、小泉委員、吉田委員、菊地委員、有馬委員、松村委員、
区側：情報公開課長、情報政策課長、建築審査課長、建築課長、
障害者施策推進課長
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事および配布資料
 諮問
 (1)【諮問第5号】建築確認申請書の事務処理に関する業務に係る電子計算組織の結合
 について (建築審査課) 資料1
 (2)【諮問第6号】監察に関する業務に係る個人情報の外部提供について
 (建築課) 資料2
 (3)【諮問第7号】障害者虐待通報受付に関する業務に係る外部委託について
 (障害者施策推進課) 資料3
 報告
 (1)公文書公開請求における電子メールおよび電子メールに添付されたファイルの取扱
 いについて (情報公開課) 資料4
 その他
- 6 発言内容
 (会長) 只今から第7期第5回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会
 を開催いたします。議事に入る前に、事務局から本日の出席状況につ
 いて報告していただきます。
 (情報公開課長) 現在の出席委員数は17名です。
 (会長) 議事に入らせていただきます。本日は諮問が3件、報告が1件です。
 まず、諮問第5号についての説明をお願いいたします。
 (建築審査課長) 建築確認申請書の事務処理に関する業務に係る電子計算組織
 の結合について 資料1に基づき説明
 (会長) それでは質問、ご意見をどうぞ。
 (委員) 今、訂正ということで済まされましたが、財団が一般財団か社団か
 というのは、ここに出ている審議会の委員は素人ではないのですから。
 しかも、説明の中で建設大臣に設立を許可されたというようなことは
 おっしゃっていなかったですね。少なくとも今は国土交通大臣です
 し、一般財団法人であれば、許可とか認可とかいう概念ではなくて、
 届出とかをすれば誰でも作れるというレベルです。ですから今まで旧
 建設大臣、国土交通大臣が監督していたところが、もっとフリーに、

届け出れば一般財団法人を作れるという仕組みに変わったわけです。今回の相手方が信頼できるという前提で、いろいろ組み立てられているという中で、結合先の法人名が分からないあるいは住所がないというのは審議会を軽視しているのではないかと思うので、資料の出し直しが必要なのではないかと思います。これは形式論です。ただ、実体論を含んでいます。それから、1ページの「2事業目的」の中段、「これに伴い建築審査課ではこれまで建築確認申請書に添付されていた建築士免許写しの内容について、記載された免許登録等の有無の確認」とありますが、要するに載っているか載っていないかということで、その中に期限や種別といった事はあまり考慮されないで、あるかないかを見る意味として書かれているように読めるのですが、それはどうでしょうか、というのが2点目です。それから、この行政情報センターは、どういうふうな管理がされているのか、少なくとも電算でやるのであればI S M Sをとっているとか、プライバシーマークをとっているとか、個人情報保護士が何人いるとか、そういうことを教えていただきたい。4点目は、こちらから送る情報はないということですが、向こうのデータは多分膨大なものだと思います。それに対して、こちらが照合するときに北海道から全部見ていくのでしょうか。少なくともこちらに申請があった名前とか住所とか登録番号があって、それを基に照合するとしたら、照合する内容は送信には入らないのかどうかですね。それから5番目に、向こうの方が集めた情報というのは、どういう条件で集められているのでしょうか。それについてこちらの方でどのような制限、例えば、ここでは建築審査課とありますが、特定行政庁という制度があるとするれば、審査課だけで全部完結するのかどうか、そうすると、こちらの方は端末でとった情報をどうするのか、その辺についてよろしくお願いします。

(会長)

質問が複数にわたりますが、お答えをお願いします。

(建築審査課長)

1点目につきましては、私どもの方で一般財団法人の名前を間違えて記載したものです。これにつきましては、平成4年に建設大臣から許可を受けて設立されたという説明をさせていただいたわけですが、現在までいろいろな過程を経て、公益法人制度の改革に基づき一般財団法人へ変遷を遂げているということにつきまして、全て説明しておりませんでした。沿革のところはその辺の内容が書いてあります。それから2点目の詐称の内容につきましては、従来は、確認申請書に一級建築士免許の写しを添付していただき、それで確認をしていましたが、免許の写しについて今回起きたのは、登録番号の詐称や、資格の内容についての詐称がありました。二級建築士なのに一級建築士を詐称したという内容です。そういう偽装がありますので、国土交通省からきちんと確認するよとの話がありましたので今回、議案にかけさせていただいたものです。3点目の建築行政情報センターの業務内容に

については、今、手元に資料がありませんので、これについては再度確認をさせていただきたいと思います。4点目については、登録番号等の検索状況ということでしょうか。

(委員) 検索するのに、こっちに紙をもって画面をずっと見ていくなんてことはしないと思います。普通であれば、申請のあった番号とか名前を打ち込んで、そのデータベースにぶつけるのではないですか。もし、そうだとすれば、こっちからぶつける時の情報と言うのは送信されるのではないですかというのが私の疑念です。画面を全部上から見ていて、手元に紙を置いて「違う」「違う」「違う」とやっていくのなら問題は無いです。意味分かりますか。

(情報政策課長) 検索項目として、番号、名前等を通じて、検索キーを入れたうえで送信するという形の処理だと思います。

(会長) 質問に対する答えは、それで符合するのですか。

(委員) 質問に対する答えとしては、先生方が点数を付けたら多分30点くらいだと思うので、審議するのには不十分だと思いますが、少なくとも1点だけお願いしたいのは、一般財団と公益財団では監督の度合いが全然違うのです。これは行政に携わっている者であれば常識です。それを、建設大臣が認可して引き続き視ているような説明で、今回の一般財団法人の届出あるいは申請手続きはどうなっているのか、というような話には全く答えてないし、そもそもそんなことは分っているわけですから。一般財団法人だということで資料も付いているのですから。資料の3・4枚目と1・2枚目の結合がうまくいってないという話であれば、こういった諮問事項、これだけ大勢の人間が見る話ですから時間がものすごく掛かるわけですね。皆の時間を取っているわけです。であれば、こういった書類はチェックして出してもらおう。実際に、担当者がされて、課長がされて、部長がされて、本部長がされて、情報関係なり総務部の方でしているのかどうかですね。これはもう、審議会を軽視しているのではないかというのが、新米の委員としての感想です。あと、どういう団体であるかというような情報は全然ないということですか、それとも信頼しきっているということなのでしょうか。その世界では由緒あるきちんとした団体だとは思いますが、われわれは、一般的に見てどうかという別の観点も含めてチェックしているのですから、土俵に乗るときにはその土俵のルールでやっていただきたいというお願いです。

(会長) 質問の回答がまだ不十分だということですので、回答で補充する部分があれば、この場で説明できる範囲でお願いします。

(建築審査課長) 今のご指摘の内容につきましては、こちらの方の不備、問題点もあったかと思えます。この一般財団法人建築行政情報センターのシステム、データベースの導入につきましては、23区中既に導入している区が12区、検討中は5区、内容未定は6区ということになっておりまし

て、半分以上の区が実際に導入して使える形になっていましたので、今回提案させていただいたわけです。

(委員)

今の説明の中で、他の区がやっているからというのはあまり理由にならないと思います。少なくとも他の区でも財団法人建築行政情報センターに対して提供するという説明はしていないと思いますよ。だから、中身は決してそんなに大変な話ではなくて、手続きとか、審議会に諮るといふことであれば、やはりそれなりの中身、態勢を整えて、少なくとも議案書というか諮問書については、訂正のものを出すなり、いろいろ質問があったことに今は答えられないでしょうから、補足の付随説明を送るとか、次回に提供するとか、少なくともどこがどのように変わったかというのは、口頭だけでは後で齟齬が起きますから、そこら辺は何か資料修正なり、補足説明なりという形での処理をお願いしたいと思います。

(総務部長)

ご指摘いただいた1ページの下、【区が送信する主な項目】が「なし」になっていることにつきましては、誠に申し訳ありませんでした。こちらからの提案ですが、先ほどの財団の名前の記載の訂正、それからご指摘のあった部分の訂正を含め、あらためて資料を出し直させていただきたいと思います。ただ、ご指摘のあったこの財団が当時の建設省の許可を受けておこなっている経過ですが、これについてはご案内のことと思いますが、この間の公益法人制度改革の中で、全ての財団、私どもの区が持っている外郭団体もそうですが、一定の法律の下で整理されてきた経過があります。説明が不十分であったことについては私の方からあらためてお詫び申し上げたいと思います。他区の状況を踏まえ、事務上の必要性から導入したということですのでご理解をいただきたいと思います。資料につきましてはあらためて再提出させていただきます。

(委員)

総務部長の説明で了解します。ただ1点だけ、財団法人が一般財団に行くか、公益財団に行くかというときに、より公益性が強いと思われるところは公益財団になっています。そういう意味で一般財団ということですから。公益目的だというのは何となく分かるのですが、特別な理由があるとか、そういったことをよくご確認のうえ、国土交通大臣の認可とかいうことではなくて、恐らく届出だと思いたいますが。その辺を踏まえた説明なりを補足してくだされば結構です。

(総務部長)

確かにご指摘のとおりですので、先ほどこの件に関してご質問のあった、このセンターが持っている個人情報保護の体制につきましては、説明が十分ではありませんでしたので、あらためて資料を調製して皆様方にお配りしたいと思います。

(委員)

今の質問に関連して、もう少しはっきりさせていただきたいのは、この建築行政情報センターなるものに、建築士の資格を持ったものは全員が強制的に登録させられているのですか。それが、もしそうでない

とすると、ここにだけ問い合わせをしても、漏れる可能性というのがありますよね。

(建築審査課長)

それにつきましては、再度確認させていただいて回答いたします。

(委員)

このセンターの性格として、私はこのしくみ、つまり建築士であるかどうかを確認する作業は、全国的な行為かなと思っていました。全国の自治体がこのセンターにアクセスして確認をするというしくみだろうと思っていたのですが、どうもそうでないみたいなので併せて教えていただきたいと思います。今23区の話をされていましたが、区だけではなくて全国の都道府県ではどういうふうに行っているのかなと、その辺のことも。

(情報公開課長)

私どもの方で所管の方から説明を受けている中では、「システムとの電算結合について」の用語説明の中に、先ほどの建築士全てが登録をしているかということですが、建築士法に基づく全国の建築士名簿、建築士事務所登録簿の情報を管理するというのが建築士・事務所登録閲覧システムの趣旨だと説明を受けております。ですので、委員ご指摘の全国で漏れないのかということですが、こちらは法に基づいて全部登録をされているというふうに認識しております。

(会長)

確実に建築士資格が全て登録されているというのが前提でないと、照会の意味がないですから当然だとは思いますが、念のために確認してください。

(委員)

1 ページの2 事業目的のところ、「顔写真、勤務先等の個人情報が含まれる。」とありますが、この勤務先の個人情報というのは、例えばどういったことでしょうか。

(建築審査課長)

勤務先の個人情報というのは、例えば登録された事務所の住所という形になります。

(委員)

それ以外はないのですね。分かりました。もし、それ以外にあれば保護に努めていただきたいという意味で質問しました。

(委員)

2 点ほどあります。送信する項目がないというのがおかしいと思っていましたが、受信する項目の中で、「建築士の種別」というか「資格」がないのはおかしいのではないかと思います。例えば、詐称だった場合、二級しか持ってなくて一級の仕事をしているという形になれば、どうしても資格でチェックするということになるでしょうから、受信する項目の中に建築士の資格がないのかどうか確認をしていただきたいのが1 点。2 点目は、確認の仕方なのですが、閲覧ということでキーを入れてパソコンの画面に出てきたと、それで見てもOKするのか、あるいはそれをプリントアウトして、添付して、何らかの形で持つておくのか、その辺はどうなのかということで2 点お願いします。

(建築審査課長)

回答いたします。受信する項目の「登録番号」というところに、一級の場合と二級の場合というのが分れていますので、実際には登録番号で調べられるようになっていきます。それから、パソコンで内容を調べ

たものをプリントアウトするということはありません。

(委員) ということは、送信する項目としては「登録番号」ということになるわけですか。

(建築審査課長) そうです。

(情報公開課長) 今のご質問ですが、私どもも送信するような主な項目はないということと伺って今回諮問にかけたわけですが、内容としては、一般的にインターネットで行われているような、言葉を入れて検索するイメージというように、多分今のご説明だと、思っていたら違ったので、私どもにも送信する項目は「なし」ということでのご説明だったんだなあということを事務局としても認識している次第ですが、この番号だけで全部が見つかるというようなシステムになっていますので、皆さん方が普段インターネットで検索をするものよりは文言の設定というのは限られているというような内容になるかと思えます。

(委員) 今の説明で結構ですが、やっぱり「区が送信する主な項目」の登録番号を練馬区が照会したということは、向こう側にもデータベースの中に多分残るのだらうと思うんですね。ですからこれはきちんと向こうに残るという前提で、このところは書いておいた方がいいと思いますので、訂正した方がいいと思います。

(会長) 他にありましたらどうぞ。ありませんか。それでは今日はいろんなご指摘がありまして、追加資料を出しますとのお答えがありましたので、それに期待をしたいと思います。それを前提で、諮問第5号は原案どおりご了解いただくということでよろしいですか。

(各委員) <了解>

(会長) それでは次の諮問第6号に進ませていただきます。

(建築課長) 監察に関する業務に係る個人情報の外部提供について 資料2に基づき説明

(会長) 只今の説明に対してのご質問、ご意見をどうぞ。

(委員) 練馬区内で未点検の施設等は大分あるという理解でよろしいのでしょうか。

(建築課長) 今回の国と東京都からの通知に基づきまして、都が調査した結果によりますと、まず認知症高齢者グループホームに関わる物件では対象が20件あります。全て点検済みです。次に個室ビデオ店の緊急点検に関しましては、対象が34件でこれも全て点検済みになっております。それから未届けの有料老人ホームについては対象物件が6件あります。これも6件全て点検をしております。以上です。

(委員) 提供する情報ですが、文書形式で警察署と消防署へ渡すということになっていますが、消防署、警察署といっても、どこか1箇所窓口があってそこに文書を提出するのか、あるいは個々の消防署、警察署に提出するということなのか。受け取った消防署と警察署はその情報をどのように使うのでしょうか。一つは、是正指導には三者で行くというふ

うに聞いていますが、その時に使うのでしょうか。そうすると提供した資料というのは、どういうふうに対相手方の中に流れていくのだろうか。それが1点と、「4 個人情報の内容」と書いてありますが、「その他必要な事項」と書いてありますね。これはちょっと判断のしようがないので、どんなことが考えられるのでしょうか。その2点をお願いします。

(建築課長)

1点目は、提供情報の使われ方ですが、もちろん消防や警察の関係する部局に対して出すものですが、それぞれ消防法に基づき指導する部局がありますので、そちらに提供します。消防署の方で単独に指導する形式もありますし、物件によりましては練馬区の建築部局と合図で処理する場合があります。物件によりましてはいろいろな形があります。次に、「その他必要な事項」ですけれども、これまでの経過等も含めた相手方の違反物件をどのように直すかという是正計画書、そうしたものが主なものと考えております。警察の方と連携する場合には、私どもの方で使用禁止等のいろいろな公示看板を出す場合、われわれに断りもなく撤去された場合等、警察と連携して指導していく。そうした使われ方をするものです。

(委員)

消防署、警察署といっても、どこに具体的に提供するのですか。1箇所なのか、それとも複数箇所なんですか。

(建築課長)

区内には3署ありますが、それぞれが担当する管轄の地域へ提供します。

(委員)

あくまでも建築主とか施設とかのことであって、そこにいる入居者だとか利用者、この人たちについての個人情報なりは一切出さないわけですね。例えば、特例事項とか必要事項で、性別とかで止まるのか、名前とか住所まで入ってくるのか、その辺はどうなんですか。

(建築課長)

もちろん共同住宅など入居者がいる場合があります。ただ、私どもが指導するのは建物を管理している建主もしくは所有者です。入居者の情報としましては、人数とかはありますが住民が特定されるような情報を出すことはありません。

(委員)

別表5のところで、今回、別表の追加ということで、別表5の7のところ「区民の生命、身体または財産の安全を守るために、あらかじめ警察署、消防署に対し情報を提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害する恐れが無いとき」とありますが、今回、別表5の12に「あらかじめ関係機関に対し」というところが変わっているのですが、説明を聞いていると、警察署、消防署に限定して提供するのであれば、別表5の7で対応できるのではないかと思うのですが、なぜ、12を追加しなければいけないのかということと、関係機関にした理由についてお伺いします。

(建築課長)

類型の追加に関しましては、同様のこうした物件が出るのが予想されますので、あらかじめ関係機関に提出するというところで書かせてい

ただきました。

(情報公開課長)

今の説明について補足させていただきます。ここで消防署、警察署になぜ特定をしなかったかということですが、特例の老人ホームとかそういう施設の認可事務は東京都が行います。東京都が認可することは、練馬区に建築の申請が出て情報等がリンクしていないケースもあります。ですので、こういった形での建築関係の違法の指導是正にあたって、認可に関わる部分が出てきた場合には、消防署、警察署以外に、東京都などの関係機関にも情報を提供していく必要があるであろうということで、限定列举という形を避けさせていただきました。あらためて12という類型を設け、事例として今回出させていただいたという経緯があります。今後、こういった形の高齢者施設、届出なしのショートステイの施設とかも区内に出来るだろうという予想のもと、入っていらっしゃる方の安全を第一に考えたときに、こういった指導も増えて行くであろうという見込みのもと、今回こちらを追加でお願いしたいというものです。

(委員)

今の説明だと、東京都とかそういう公的な機関を想定しての関係機関という理解でよろしいですか。

(情報公開課長)

そうです。

(委員)

「関係機関」とか、先ほども「その他必要な事項」というのがありましたが、曖昧さが残る文言はできるだけ避けていただきたいという想いもありましたのでよろしくお願いします。

(委員)

先程の質問の中で、未点検の施設は練馬区内にはないということでした。資料の4ページを見ますと、「違反の事実が判明した施設の半数以上において未だ是正が完了しておりません。」との指摘がありますね。そうしますと練馬においては未点検はないが、半数以上においては未だに是正が完了していないという事例として、先程の未届有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどについては、どういう実態になっているのでしょうか。

(建築課長)

違反の状況ですが、認知症高齢者グループホームに関しては、20件全部点検しております。違反物件はありませんでした。個室ビデオ店に関しては、34件中違反が確認されたものが22件ありました。22件全て違反是正指導は行っております。このうち、是正が完了したものは8件で、残り14件は指導中です。それから、未届の有料老人ホームは、6件中基準法違反の把握が出来たのが6件、全てにおいて違反箇所がありました。全て是正指導済みです。是正が完了したものは2件、残り4件は指導中です。

(委員)

ということは、現在も、国土交通省が出された「是正指導の実施について」は、今後も引き続き是正に努めるという流れの中で、今回の外部提供となったという理解でいいですね。

(委員)

今回の書類は杜撰というか、非常に分かりにくいところがあるので、

いくつかお尋ねしますが、まずは、標題に「監察」とありますけれども、この監察は何の法に基づくもので、どういうことを言っていますか。監察というのは一般用語ですよ。それを、限定がなく、しかも建築課とありますが、特定行政庁というのは建築課だけで完結するのか、その点と合わせて、文書は特定行政庁建築主務課宛てになっていますが、建築課長さんが全部を代表しているのかどうか、その点が2点目です。それから、違反是正指導がどういうプロセスで出てくるのか、何か違反があったらその情報が全部行ってしまうのか、何かやり取りがあって悪質なものに対して是正とかをやっていくはずですから、そこはプロセスなしでいきなり違反是正指導とか違反条項とか、違反という言葉そのまま使っていますが、何法の違反なのでしょう。建築基準法の何条とか、少なくとも、違反した内容とかが無いと。「違反」と課長がおっしゃい、特定行政庁が判断したら、その情報が経済状況にまで影響してしまうのですから。そういう心配がかかるような語り方はやはりよくないと思いますね。そういう意味で、実施機関はもう少し丁寧に説明していただきたいのと、それから、提供先が消防・警察だけではなくて東京都とかがあるというのなら、資料を修正して出し直していただかなくてはいけないし、しかも警察の場合は、幹部には国家公務員もいますね。警視正以上は。署長でもいるかも知れません。その辺もきちんとチェックしてもらいたいと思います。ここからが最大の問題なのですが、建築主とか所有者、これには法人の場合がありますよね。極端に言えば練馬区だって建築主になりますね。そうした時に、個人情報は何が行くのでしょうか、代表者でしょうか。区長さんの情報が行くのですか。あるいは法人の場合は全く行かないのか。その辺ですね、個人情報という中で、法人が想定された場合、何を扱おうとしているのか全く不明です。そこをちょっと整理いただきたいと思います。それから、外部提供記録票(案)に戸籍、社会的地位から生活状況まで、何でこれが要するのかよく分かりません。黒い四角が付いていますね。限られた条件の中で、限られたものを出していくというのをこの審議会で行っていると思いますから、どういう事案のときに、どういう事例で、どういうふうに出すのかというのを、もう少し丁寧に説明してもらい、少なくともきちんとした書面で残してもらわないと、ちょっと審議会としてもやりようがないのではないかと、私は個人的には思います。それともう一つ、これは継続案件で新たにまた別途で追加するといいますが、そもそも火事とかいろんな事件がありますが、それらのいろんな違反を全部対象にするということですか。要するに、未届有料老人ホームとか個室ビデオ店とか、そういう事例はあった、だからそれらについての違反の話をしているのか、建築基準法に基づく違反は山ほどあると思うんですよ。それを全部相手にするというのはちょっと、それは全然違う

話ですよ。それから、今日、この審議会にかけるとするのは、非常に不誠実だと思います。4ページの実際の文書を見ると、国土交通省から東京都が収受したのは23年12月7日で、都は21日付けで出した。区の方で収受した日付が入っていませんので、いつ収受されたのかが分かりませんが、こういう情報があって、明日から始めるという話を、今日、この審議会にかけるとするのは、どうしてそうになってしまうのか全く理解できません。そういう意味で建築関係というのは、特定行政庁として非常に大きな権限を持っておられるわけですから、その権限の行使については、誠実かつ慎重に、いろんな面から多角的にご検討いただきたいと思います。少なくとも審査会、審議会は3か月前に開催されましたし、23年12月にこういう話が来ているのだとすれば、こんなのは一回で通るなんて思う方が間違いなので、一回意見を聴いて、それから本来の形で最終的な承認を得るといような案件だと思いますが、何で今日、いきなりこんな形で出てきたのでしょうか。私の事実認識がおかしかったら遠慮なく指摘してください。以上です。

(建築課長)

まず、監察という名称についてですが、すいません、これは私どもの職場内の部署の名称をそのまま使わせていただいたものです。一般的な言葉であることはご指摘のとおりです。監察係として部署名で限定した方がよかったのかなと思います。検討して対応したいと思います。2点目の特定行政庁は建築課に限定しているのかというお話ですが、建築基準法に規定された特定行政庁というのは私ども建築課が所管しているものです。違反是正のプロセスにつきましては、一律に図ることはできません。資料1ページの提供先については、限定したことになっていますので資料を修正したいと思います。それから建築主が法人の場合ということですが、これは施工者でこちらが指導する相手先ですので、代表者が決まっている場合には代表者の個人情報も相互に関連して情報共有するというものです。それから社会的地位については、職業、勤務先など、工事施工者というようなまさしく法人格に関わる方が対象になった場合には、そういった情報を共有するものです。それから、今日この時点で諮問をかける是非についてですが、やはり具体的な案件が多くあった関係から今日ということになってしまいましたが、確かにもう少し時間的な余裕をもって出すべきであったことはご指摘のとおりで、これからは気を付けたいと思います。

(委員)

全然、答えになってないですね。監察が身内の中での監察であって、他の係の監察は全然関係ないのですか。身内の業界語にまでいってない話を、公式の会議の席で、そのままの言葉として使ってですね、法律の名前が出てきませんよね。建築基準法で監察の言葉の定義を引いたらいいじゃないですか。そうでないと、限定しないで監察と言えば何でも出来てしまうのかという話になりますよ。それから、是正のプ

ロセスが、あるいは対象がよく分からない。今の話だと、三つに当たるものが今出てきたから今日かけるんだというけれど、ここで三つの分野に絞るといふ話はどこにも出てきてないですよ。違反是正指導とか、違反条項、これがこの三つのことだということは法令上、少なくとも社会的な事象とは違って、限定されてないでしょ。という事は何でもできるわけですよ。そういう形で上げてきたら、ノーと言わざるを得ないですよ。それから、もう一つは、施工者と建築主、これごっちゃじゃないですか。1ページでは並べて書いてあるけれども、後ろの方では、施工主、練馬区、代表者志村区長の経済状況を報告。という事はないでしょ。施工者と、施工者は先ほど来の建築士の話とか業界の監督をやっておられるとか、いろいろとあると思いますが、建築主は一般人であり一般法人でありますよね。それがどうなるか。これだけ見たら、何でもできてしまいます。こんな話でもちあげられたら審議会でノーと言わざるを得ないですよ。限定した形で上げてもらわないと困ると思います。その他ありますけれども止めます。

(会長)

答えられますか。どうですか。

(建築課長)

これからは、いろいろな多様な物件が出てくる可能性がありますので、あまり限定的に書くと、その都度その都度という形になりますので、なかなか難しいのかなと思います。

(委員)

これから何が出てくるか分からないから、限定できないから書かない。それはもう、ちょっと話にならないから、今の説明を撤回して、言い直してください。そうでないと今日はダメだという結論を出さざるを得ないですよ。

(建築課長)

違反の実態、消防や警察に行くときの程度の情報をやり取りするかというと、物件によって全くケースが異なります。勿論必要のない情報は出しませんから、その物件ごとに一つずつ提携していく情報は異なりますので。ただ、最大値は書いたとおりの内容ですので、これから違反建築を指導する場合に、やはりこれからのことに関しては、なかなか具体的に書くというのは難しいと言わざるを得ません。

(委員)

連携するのであれば、連携先を明らかにしなければいけないし、そもそも、どういう対処情報だということについて、お答えになってない。こういうことを防ぎたいからというのはあるけれども、何を違反とするのか、どの範囲なのか、この三件関係だけなのか。それから、法人の話は代表者ということで全然書いてない。連絡先も書いてない。将来、どういうのが出てくるかわからないといって、最大限の話が3ページにあるように、ここまで出したら最大限ですよ。これ以上情報を出すのは難しいですね。それで、ここまで出す権限をよこせというのは、そりゃ無理だわ。というのが率直な感想です。

(情報公開課長)

事務局です。外部提供記録票の書式が度々問題になっていると思います。条例で様式が定められていて、条例制定時にこういった形の記録

票にしましょうということで、外部提供をする管理個人情報の記録の種別というところは、こういった形になっております。他の案件でもそうですが、例えば、社会的地位といったときに、勤務先だけなのか、または学歴、資格まで全部いるのかということは、今までの経緯の中では、所管の説明の中で、このように書いてありますけれどもこの部分だけです、ということでの説明で審議をしていただいたというような経過があります。それで、この記録票の取扱いにつきましては、今期に入りましてからは、そういったようなことで、諸々のご指摘を受けているところでして、私どもの方といたしましても前回の時にも検討させていただきたいということでお話をさせていただいた次第です。今、委員ご指摘のように、これが最大ということですが、それは私どももそうだと思っています。外部提供記録票で、例えばですが、他の部分の案件でも、ご承認をいただいたものについては、今度、記録票でこういった形のものを提供していますよというふうに、所管からの報告というものが、私どもの方に上がってきます。ですので、諮問にかけたときにこれとこれをやりますよといったものと中身が違うものについては、当然、業務の中身の内容の変更についてということで、また諮問にかけていただくとか、そういったような形をとらせていただいています。一括承認基準にそれが当てはまるものであれば、当てはめてご報告をさせていただいておりますが、その部分も基本は、個人情報の提供は必要最小限度に止める、それと同時に、提供する区の方もそうですが、提供される側がこういった状態で、どういう状況で個人情報を利用するのか、保管しているのか、例えば今回査察に入った後に、個人情報はいつの時点まで所管でもって保存をしておいて、例えば消去されるのかどうか。そういったようなことも含めて所管の方に確認をして、提供してしまったがために区民の方に不利益が生じるようなことがないような形ということで、事務局としては機能を司らせていただいているというふうに思っております。ただ、これが最大限ということでの委員からのご指摘はごもっともですし、そういったようなことになってきますと社会状況の変化とともに、条例が施行されてから10年以上が経っておりますので、こういったところの表記の仕方というのも再度、現実に合わせて、区民の方が見たときに、これは区民情報ひろばで閲覧に供していますので、ご覧になった時に驚かれない、納得が出来る内容というのも新たに考えていかないといけないというふうに考えておりますので、その部分については、そういったつくりになっているということもありますので、現時点ではご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

今の課長の説明はよく分かりました。したがって3ページの話は、具体的に何かを制約するものでないということで一応了としますが、1ページに書いてあるのが、今回の対象であるとすれば、もし今日これ

を決するという話であれば、少なくともどういう状況で、どういう事象に対してこれが適用されるのか、頭からおかしいというのではなくて、何回か警告してから査察とかの手順があって、それからここでいう鍵かっこ付きの違反是正措置、ちゃんと状況は限定されているわけですよね。それから、この老人ホームとかの三つの案件、こういうところに限定するつもりなのか、それとも毎日いっぱい建っていますが、それらについても当てはめるのか、その辺のところの限定を、書類を出す、出さないで今日決するというのであれば、はっきり明言してください。私等は書きますから。それから、問題は、提供先は訂正があるというのでもう一度公式に訂正していただきたいですけれども、提供する内容として書いてあるものの中で、「その他必要な事項」については、後ろに書いてあるものを全部読むのか、それとも、限定してこういう形だということなのか。それから、法人については代表者云々という話も、きちっとこの場で修正したうえでなければ、今日これでいいですかという話にはならないと思いますね。そこら辺は会長にもご判断をお願いしたいと思いますが、あまりに広すぎて、これを認めるとすれば、個人的には反対せざるを得ないので、何か対応があればよろしく願いいたします。

(会長)

お答えできる範囲で、ぜひお願いします。

(建築課長)

実際に警察、消防と連携して当たる物件が年間どれくらいあるかというと、大体3件とか2件とか、それくらいの数ですね。大抵は建築課監察係の中だけでなんとか指導できるものが大半なのですが、やはり悪質な物件については警察、消防との連携が必要になります。そうした極めて稀なケースに対して、こうした情報提供を行って連携するものです。その数が年間ここ数年を平均すれば3件くらいで、確かに限定というのは難しいといえれば難しいのですが、そんなに数は多くないということは一言申し上げたいと思います。

(会長)

他の方どうぞ。

(委員)

(1ページに)未届有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、ホテル等と書いてありますが、あまりこれは限定出来ない。今後、風俗営業で何が出てくるか分からないと思うんですね。その都度、またここに追加するということもあるでしょうから、例示で三つを挙げて、これ等で社会的な問題になるという場合に備えて、敢えてここでは「等」で私はいいと思います。これ以上する必要はない。ただ、指導に当たっては、やはり怖い人もいるでしょうから警察への届けとか消防の専門家の指導とか連携プレーはどうしてもとってもらわないといけないと私は思いますので、やはりこれは必要だろうと、きちっとやられればよいのではないかと。基本的には私は絶対通さないという必要もないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

有料老人ホームとか、そういう場合に限定しきれない。それは委員の

おっしゃる通りですね。ですから「等」は「等」で、社会的に問題だとか何とかで限定を付けてもらえばいいんですよ。何も三つだけ制限列挙すべきと言っているのではなくて、ただ、それら全てなのか、違反建築物、既存建築物違反是正指導とか、悪質とか言うときには、プロセスが法律に基づいてあるでしょ。そのどこから先を「悪質」としてやるのかという話を、それを解説しなければその三種類でもなんでもいいんで、たまたま今やっているのは三件だけどという話だから、それは法律に基づく行政をやっているとすれば、そのところはもう少しプロセスなり条項で書けるんじゃないですか。

(建築課長)

確かに、いきなり警察、消防と連携するというわけではなくて、やはり何度も指導して現場に足を運び、それでも、どうしても私どもの指導に従わずにどんどん大きいものが出来てしまう、周りに対しても影響が出たり、場合によっては非常に不利益を与える場合も出てきてしまう、それが特に消防法令に違反していたり、そういったものは連携して指導した方が行政としては有効と考えます。プロセスと言った場合に、いろいろなプロセスがありますので今概括的なことをいうのは難しいのですが、やはり年間3件ということを行いましたけれども、区としては最大限のことをやって、それでも区民の皆さんに悪影響が出てしまうような結果が予想されるときに、警察や消防と連携をしていきたいということです。あまり具体的な話ではなく申し訳ありません。

(情報公開課長)

事務局からの補足ですがよろしいでしょうか。まず、建築課の方から私どものところへご相談があったときの案件ですが、個別に査察の内容、指導内容が入ってしまうと今後のところに議事録としてこちらも載せることになるので、表に出ていない、明言をしていない部分が出来にくい部分があります。例えば、震災後、耐震構造がどうなっているのかということに皆さん興味を示されますが、耐震について多大な問題があるビルがあったというようなときに、そういったものについて大変危険な状況であるということで、建築中であっても、建築基準法の第9条の10項に基づいて工事の停止命令を出します。それを出しても是正指導に従わずに工事を続けていき、そのまま出来上がってしまって、そのことを知らずに人が住んでしまえば、人命にも影響が出ますし、防火上の指導というようなことも当然出てくることとなります。そういった場合、今までは人命、財産に関わるということで、緊急を要するというので提供を行っては来ているんですけども、そういった中で指導内容については、いろいろなケースがあるとともに査察の内容ということですので、個人情報保護条例の19条の2の6のアによって公開が出来ない、というようなところがあるものですから、多分、建築課長も個別具体的なところまでお話をすると、その辺のところ抵触するのかなということで、非常に分かりにくい説明

になっているのかなと思います。実際にはそういった形での建築基準法に基づいての指導なり、停止命令なりということで、きちんと手続きを踏んで、それでもなおかつ是正がみられない、そういったような経過も踏まえたうえで、こういった一括基準に適用させていただいて提供をして、区民の安全を守っていきましょうというような趣旨の内容です。以上です。

(委員)

今、課長が言われたことの情報を、これに入る前の環境として頭のところで言っただけならば、多分、委員もこんな小さいこととか何とかで言わなかったと思うんですよ。ですから、そういう環境なり何なりとか、条例とか何かが、こういう大枠があるんだと、その中でこういう案件があるんだよということであれば、皆さん納得すると思うんですが、ただ、上から言われたから、区として通さなきゃいけないんだから案件を通してくれというようなプレゼンテーションの方式というか、本の書き方というか、その辺にちょっと何か曖昧さがあるんじゃないか。今回だけじゃなく、先ほどの資料1もそうなんですが、そういう何か書式が上から来たら、ただ通せばいいんだというようなもんじゃなくて、そういった環境なり何なりを前提として置いておくことにより、よりスムーズに案件が通るし、理解が得られるのではないかというふうに感じました。

(情報公開課長)

委員のご指摘、ごもっともだと思います。所管の方は毎回出ているわけではありませので、そういった法に則ったところでの、なかなか公に出来にくい部分、今回のような案件はそういった部分については口を閉ざさざるを得ないような状況もありますので、プレゼンテーションのやり方も含めて、それは私ども事務局の責任でもありますので、今後、似たような案件が出たときに、事前にどの程度というところも、所管と丁寧に調整させていただいて審議にスムーズに入れるように配慮をさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

(委員)

「2の提供目的」のところで、最初のパラグラフと二つ目のパラグラフの書き方をもう少し変えた方がよいと思います。例えば、第2パラグラフの違反是正指導というときに、「違反」というのをこういうところで簡単に使ってはいけないと思います。だから、こういうところに何法違反だとか、そういうようなことをきちんと書いた方がいいだろうと私自身思います。今までの議論であまり出て来ないんですけども、最初のパラグラフの1行目の最後の部分、雑居ビルに関する練馬区安全対策連絡協議会(現建築物に関する練馬区安全対策連絡協議会)を設置とありますけれども、この「雑居ビルに関する」とあるのは鍵かっこの外ですね。連絡協議会というのは「練馬区」からですよ。違うんですか。あるいは、(現建築物に関する～)というのが正確な名前なんですか。

- (建築課長) 正確な名称については、提供先の修正もありますので、鍵かっこにして修正したいと思います。
- (委員) 第2パラグラフとの関係なんですが、「既存建築物の違反是正指導に当たっては」といったときの、この指導の前提として、この上に書いてある連絡協議会での議論を踏まえてということになるんですか。そうではなくて、区として独自にやるという話になるんですか。もし、独自にやるということであれば、第1パラグラフに出てくるのが、どういう具体的な情報の提供に関係するののかというのがよく分からない。いずれにしても私が言いたいのは、最初のパラグラフと2番目のパラグラフとの関係をもうちょっと明確に繋がるような、我々に理解できるような形で書き直していただいた方がいいなと、最低限それは必要だろうと思います。
- (会長) 限られたスペースに書くということで簡略化したんでしょうけれども、補足説明は必要ですね。
- (委員) スペースの話が出ましたが、例えば最後のパラグラフで、なお、本人への云々というのは、例えば、私であれば2行で済ませるだろうなあという感じですが、これは多分区民に対する配慮できちんと書いてくださっているだろうとは思いますが、もうちょっと工夫の余地はあるだろうと思います。
- (会長) 今のご質問に便乗して言わせていただければ、最初のパラグラフは、「協議している。」で段を変えた方が意味が分かり易いですね。「その後も」以下は別の話ですよ。それで第3段では「既存建築物の違反是正指導云々」と、いろんなことがずらずらと書いてあるから、よく分からなくなってしまうんですよ。これだけのスペースだからと思いましたが、本当はもう少し整理していただければと思います。それと、添付文書のスタンプを見ると、国から都道府県への指導が平成23年、去年の12月7日、それを受けて東京都からの通知が12月21日で、それから直近で来ているのだと思いますけれども、満1年ではないけれども10か月経っていると、それで、明日から施行したいというのは、今日の審議会にかけてくるというのも、審議会軽視ではないかというご批判があっても仕方がないという面もあるんですよ。そういう背景の下で、いろいろと質問が出されたのだと思いますが、しかし、いずれにしろ、ぜひ不十分な点は補足して、追って書面を出していただくということをお願いしたいと思います。それで、皆さんにお諮りしたいのですが、何はともあれ、具体的な案件で11月から施行したいと、こういう切羽詰まった諮問ですので、委員のご質問、ご指摘、ご意見を踏まえて、最大限、説明をするのを前提とし、かつ、条例に添付してあるという外部提供記録票がいつも議題になるんですね。広すぎるのではないかとすることは前から言われているんですね。思想、信条のところは、社会的地位にしろ、え

らく広く書いてあるんですね。これは具体的な事例毎に限定して利用されているという説明ではあるんですが、一般的にこういう書式で書かれると区民としてはショックを受けますよね。ですから、これはやはり、情報公開課長が仰ったように、ぜひ、近々に改訂に取り組んでいただきたいと思います。そういうことも踏まえながら、この諮問について皆さんにお諮りします。

(委員) 私は反対の意思表示をしたいもんですから、決を採るなり、異議ありの声があったとか、そこについての審議をよろしくお願いします。

(委員) 決を採るのとは別に、この案件について、現状はどうなっているんですか。警察とか消防に同様なデータを出して、是正措置とか何かをやっているのと違いますか。今回、整理をして出そうということではないんですか。もし、通らなかったら、今まで通り、なあなあでデータを出したりしてやっちゃうのと違うんですか、実際は。そのところが問題なんです。やってるんでしょ、実際は。

(建築課長) 消防法に関しましては、火災の時に生命、財産に関わる火急のものということで、条項がありますので提供させていただいております。警察に関しましては、練馬区個人情報保護条例が出来る以前からやっていますので、それも継続のものということになります。ただ、今回、きちっと整理しておきたいということがありましたので、お諮りした次第です。

(委員) ということは、今日通らなくても従来通りでやっていれば、何の問題もないということですね。

(会長) 個人情報の保護が建前になっているのだから、本来的にはうまくないですね。システムは決めておかななくてはいかんわけですよ。

(副会長) 提供目的というところが非常に重要なところで、この点は皆さん理解しないといけないと思うのですが、情報提供するのは、別に消防署の業務や警察署の業務に協力するためではないんです。あくまでも、練馬区の業務、もっと具体的にいうと違反是正指導の業務を遂行するに当たって消防署や警察署に情報提供をするんであって、警察の犯罪捜査に協力するために情報提供するのではないということはきちっと抑えていただきたいと思います。なので、あくまで違反是正指導という練馬区の業務遂行のために、消防署、警察署に必要な範囲で情報を提供するんだということがベースになるんだと思うんですね。ですから、提供する個人情報の内容は、その目的から限定されてきますので、なんでもかんでも警察から言われた情報を出さなければいけないということは勿論ありませんし、違反是正指導に必要なない情報を提供するというのは今回の外部提供の範囲を超えますので、その点は当然、前提ということでご理解いただきたいと思います。

(委員) 先ほどの課長さんのお話を伺っていて、気になったのは、平成10年5月20日に要綱を施行して設置された連絡協議会の性格、その協議

会でのやり取りというのはどういうものだったのか、ということです。もう一つは、今までそういう形でいろいろな接触があったけれども、今回あらためてこの審議会にこういう諮問をして、きちんとした形に整えるというのは、それはそれで分からぬものではないのですが、ちょっと性質の悪い質問になりますが、これは東京都の方から何か措置をとっているかというような照会のようなものがあったのですか。いままでやってきたものをあらためてこういうふうにするということについて、どうも積極的な理由が分からないなあという感じがしたものですから、ちょっとお尋ねします。

(建築課長)

まず、雑居ビル連絡協議会なんですけど、これは平成13年のこういった事件を受けて、警察、消防、建築部局が連携して対応するというところで、区役所でも保健、衛生など建築以外のいろいろな部局があります。勿論、個人が特定できるような情報のやり取りはしませんけれども、それぞれこういうふうな問題案件を抱えていて、必要な連携がとれればということで情報の交換はしております。それから、東京都や国からの通知を受けて、今回きちっと扱いを整理したいということで諮問にかけさせていただいています。よろしく願いいたします。

(会長)

大分審議していただきましたが、いかがでしょうか。

(委員)

議事録にきちんと反対意見があったということが明記されていれば、諮問は結構だという結論で私は構わないと思いますが。ここで挙手をして何人賛成、何人反対というようなことまでは知る必要はないと思います。ただ、議事録には反対意見について、かくかくしかじかの理由でと二、三行で明記しておいた方がいいと思います。

(会長)

この審議会は、毎回議事要録は作っていますので、そこに明記されると思います。その中に委員がどういう反対意見を持っているかということも書かれるはずですし、何人が反対したかということも分かるようになっています。それでは、そろそろお諮りしてよろしいですか。

(各委員)

< 了解 >

(会長)

それでは、只今の案件についてお諮りします。原案通り承認ということによろしいでしょうか。反対の人は、人数を確認する意味で挙手を願います。 < 挙手 : 1 名 >

1 名でよろしいですか。他にはいませんか。分かりました。それでは、そういう処理をさせていただきます。

それでは、もう一つ諮問案件がありますので、もうしばらくお付き合いをお願いします。諮問第7号について、所管課からの説明をお願いします。

(障害者施策推進課長)

障害者虐待通報受付に関する業務に係る外部委託について
資料3に基づき説明

(会長)

只今の説明に対してのご質問、ご意見をどうぞ。

(委員)

3 点伺います。まず、この虐待問題というのは大変難しく、要は密室

で行われることなので、そう簡単に通報するという状態はなかなかなく、皆さんも報道等でご存じかと思いますが、例えば児童であれば虐待と明らかに思っている保護者がこれは駄目と言ったりとか、指導というようなことでなかなか確定しづらい内容だと思うんですね。既に児童と高齢者はやってらっしゃるという話がありましたが、それをやるようになってから、深夜、どの程度のニーズがあったのかということ伺いたく、また、それはどのような立場の方から連絡があったのかという統計があれば教えていただきたいのが1点目。それから、緊急の場合、区の方に連絡するというのがありますが、その後の流れについて具体的に、区の方がどういうふう処置をするのか伺いたいというのが2点目。あと、児童と高齢者と障害者を分けているので違った場合は他を紹介して、受け付けないということですが、区民の立場から申し上げますと、やはりそういうところへ電話をするのは大変勇気があることなので、「ここへ電話していいのかな。」というような気持ちで電話すると思うんですね。その時に、「ここは違います。こっちへ電話してください。」と言われると気持ちがスッと萎えてしまうわけですね。でも、すごく緊急なことなので、区民側からしたら「次に電話してください。」というのはちょっと違うのかなと思うので、一括してどこでもすぐに対応できるように回していただけるようなことができないのか、なぜ、ここで受け付けを行わないのか、もし理由があれば、その辺りも教えていただきたい。以上3点です。

(障害者施策推進課長)

まず1点目、虐待は密室でということですが、これにつきましては、区としましても10月1日以降、啓発冊子を作りまして、法律にも記載してありますが、発見しやすい機関、医療、保育等様々な機関にお配りしています。さらなる周知を図って発見の可能性を強めてまいりたいと思います。また、先行して児童虐待、高齢者虐待の対応は進んでいて、統計的には、それぞれの虐待窓口が徹底されてから、児童でいうと平成17年に子ども家庭支援センターが区に設置されましたが、相談件数が4倍になっているという統計があります。それから、平成19年度の児童虐待防止の施行から2倍ということで、平成23年度の児童虐待のリストは548件です。それから高齢者虐待の相談件数につきましても、先行して虐待防止法が施行されていまして、数倍に上がったということで、これについてはやはり発見者、それからそういった制度で通報先が明確にされたということが非常に大きいということで、区といたしましては、障害者虐待の通報についてもこれから、連絡にはなかなか勇気があるというお話がありましたけれども、通報いただけるような体制を整えてまいりたいと考えています。その一環といたしまして、今回24時間、365日、通報・届出が拡充するというのは一つ大きなポイントではないかと思っています。ただ、今ご質問のありました児童、高齢者の深夜の通報の統計は手元にあり

ませんので回答出来ないことをお許しください。それから2点目の緊急の場合の区の流れですが、第1番目の連絡先としては障害者施策推進課長になっています。出ない場合には2番目、3番目と連絡先があります。私の方で受けた場合には、内容の確認と事実確認というのがありますので、まず行うのが、福祉事務所長など関係機関への内容確認、多くの方は事前に何らかの相談があります。それから、様々なポイント、生命、身体に危険性が及んでいるか。その場合には、緊急の対応が必要ですので、適切に緊急に対応できるようにマニュアル等を整備して動いてまいりたいと思います。それから、一番ご心配な点で、様々な障害が重なる場合、例えば障害者であって高齢者であってとか、様々な重なる場合があります。それらについても、直ぐに、明らかに児童虐待、高齢者虐待というような場合には、専門の窓口を紹介いたしますけれども、重なる場合には、内容を聞いた中で、もし受付の方で迷う場合には、私の方の受付に問い合わせをいただいて、適切な対応ということで、柔軟に業務のマニュアルを定めてまいりたいと思います。これは受託の事業者との打ち合わせの中で肌理細かく設定してまいりたいと考えております。以上3点についてご説明させていただきました。

(委員)

今の説明なんですけど、区民側としては、虐待なのか、どういう状況なのか、いろいろと考えた後の行動になるというように聞こえてしまいました。結局、悲惨な状況の報道というのは、来週行こうと思っていたんですけどか、そう考えていたんですけどかというのは、本当に手遅れになるという案件がすごく多いように感じるんですね。ですから、一般的に近所の方が気付いて「何かあったの」というような部分というのは、「違いますよ」と言われるとお終いになってしまうことが多いので、逆にそういう方とかに入っていて、とにかく駆けつけていただく対応も必要な場合もあるのかなという気もするので、それも含めて審議を十分にしてからでは間に合わない場合もあるのではないかと。この虐待に関しては特に、その辺りも含めてお考えいただければ区民としては安心できるのかなと思います。

(障害者施策推進課長)

説明が十分でなく申し訳ありませんでした。これから障害者の虐待についての啓発ということを様々な機会を使い、広めてまいりたいと思います。それで、私どもが10月1日から設置いたしました虐待通報専用ダイヤルについて周知徹底をしてみたいと思います。それから、私どの説明で誤解を生じさせてしまったかなと思うのは、虐待通報への対応につきましては、やはり事実の確認というのが重要です。ただし、生命、身体に危険が及ぶような場合については、これまでも福祉事務所のそれぞれの障害の担当が駆けつけております。場合によっては保護するというところまで行っていますので、今回の障害者虐待防止法の施行が、法的に区の後押しをしてくれたというようなご理

解をいただければと思います。それに基づいて、付近の方々に、また発見しやすい企業、学校、機関の方々に、ぜひ通報してくださいということで、区全体で障害者虐待の防止に努めていきたいということです。私の方の説明は以上です。

(委員) 業務フロー図のところですが、緊急にしても通常にしても電話で連絡をすることになっていますが、その内容は被害者にしても保護者に関しても、人権に関わるかなりの情報を話されると思います。受け付けをしたら、受付票またはメモにして、全て翌朝提出するようにさせたほうが良いと思います。直ぐに翌朝出すことが個人情報保護のうえではよしいのではないかと考えています。

(障害者施策推進課長) ありがとうございます。緊急の対応ということで、翌朝には受け付けに基づきまして担当者間でこの記載内容が埋まるように、電話連絡で行います。紙ベースの受付票については月毎にということなので、その迅速性については十分に確保してまいりたいと思います。

(委員) 先ほどもお話がありました障害者の方以外も含めてなのですが、この受付票の取扱いとして、障害者以外は受け付けないということなのですが、そういうものがあつたという記録自体は残されるのかどうか。また、今現在も昼間やってらっしゃるということなのですが、相談を含めてなかなか繋がらないという声もいただいていますので、どこかにかけて繋がらなかったときに、緊急的にここにかけてくる形も含めて、さっきあつたように、「かけ直してください。」と言うよりは、一旦受け付けて関係機関から連絡が行くような方法も考えていただきたいと思います。以上の2点についてお願いします。

(障害者施策推進課長) 1点目の、障害者虐待以外の通報につきましては、障害者虐待としての受け付けは行いませんけれども、適切な通報窓口の紹介確認や通報データの蓄積その他受付対象の検証を行うために、受付票の記入を行いまして報告するようになっております。区といたしましても、障害者虐待以外の通報の取扱いについても、横の連携が重要であると考えており、法律にもまた国のマニュアルにも、横の連携が非常に重要であると謳われていますので、それをしっかりと認識しまして、障害者だけでなく、児童、高齢者についても防止できるように努めてまいりたいと考えております。それからもう一つ、繋がりにくいということですが、夜間の場合については、これから受託業者とも受付について細かく協議を重ねてまいりますけれども、相談内容にもよるのですが、15分くらいを目処に受け付けを終了するような形をとっていきいたいと考えております。それから日中につきましては、福祉事務所、障害者地域生活支援センター、保健相談所など様々な受付機関がありますので、これについて横の連携をとって、どこでもそういった相談があったら速やかに対応できるような連携を図っているところです。届け出が躊躇されることが無いように十分な受付態勢の構築に努めてまいり

たいと思います。

(委員)

今、情報の蓄積をされて横の連携をというお話がありました。今、家庭によっては介護と子育てを両方抱えているということでは、単体で虐待が起こるといよりは、複合的なものもこれからはいろいろと起きてくる可能性があるというところで、今回専門性ということで障害者に限るといふ委託の仕方なのですが、区の体制として、私はこれ自体も課題があるかなあと考えています。区民からすると、一本化した形でどこに連絡しても対応してもらえということが必要かなと思いますので、そのことは課題として受け止めていただきたいということと、受付票の取扱いについては慎重にしていきたいということも含めて、連携ということでの情報共有の部分については、今回、外部委託のところとは別の項目になるかと思いますが、その点についてもきちんと整理をしていただきたいということは意見として申し上げておきます。

(障害者施策推進課長)

まず、区全体としての虐待の窓口ということですが、最初にご説明しましたが、児童と高齢者の虐待につきましては、既に、24時間365日の通報受付体制が構築されています。障害者の虐待については、法施行が10月ということで、最後の出発ということになると考えています。今後、受付事例を積み重ねていく中で、課題も検討していきたいと思っておりますし、また、児童部局、高齢者部局との連携を重ねる中で、区としてどういう受付体制がよりよい方向性になるのかということも、きちっと検討課題として認識してまいりたいと思っております。あと、受付票の管理については、十分に徹底してまいります。

(委員)

委託先についてですが、大きな業者ってあるんですか。具体的に。既に調整されているのかと思いますけれども、むしろ、それを教えていただいて、ここだから大丈夫ですよとっていただいた方がいいかな、と思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(障害者施策推進課長)

練馬を除く22区の中で、既に委託を実施または実施予定というのが、世田谷区、江東区、港区、墨田区で、民間事業者のコールセンターを活用しています。それから、文京区、台東区、中野区については区内の社会福祉法人に委託しています。これらの実績がありますので、区としては、個人情報の保護が十分に図られ、さらにこういった業務に対して十分な責務を負える事業者に対して公正に請求してまいりたいと思っております。

(委員)

受付票がどういうものか分かりませんが、これは個人情報の対象になるんですね。つまり、虐待と言われた人はそれで争いになっているんですね。そういった時のことも考えますと、受付票をよく民間委託業者の方に、書き方についてきちんと指導していないと争いになっちゃうんですね。感想ですけども。

(障害者施策推進課長)

ありがとうございました。その点について、今後、受託事業者と具体

的な打ち合わせをする中で、徹底してまいりたいと思います。

(副会長) 匿名の通報というのが結構あるのではないかと思います、そんな場合はどんな対応をされているんですか。

(障害者施策推進課長) それにつきましても受け付けをさせていただきまして、できるだけ教えていただける内容で、匿名を希望するということをきちっと把握したうえで、どこまでが匿名なのかということを確認してまいりたいというふうに考えております。例えば、始めから全部が匿名なのか、隣近所なので言いたくないという匿名もありますし、様々な匿名がありますけれども、通報として受け付けたうえで適切な対応をしてみたいと思います。

(委員) 受け付けの件ですが、緊急の連絡はその日のうちにする、通常は翌日という形になっていますが、先ほど誰かがおっしゃってましたが、全ての受け付けをやはり翌日に報告すべきではないかと、したがって昼夜、平日、休日を含めて、リアルタイムに全てのそういう問題については管理した方がいいのではないかと思います。それと、履行の確認で「月次報告書・受付票の提出時に実施状況の確認などを行う。」とありますが、これは誰がおこなうのですか。

(障害者施策推進課長) 受付票につきましては、紙ベースでの受け付けにつきましては月末なんですけれども、翌日には担当者間で内容について、電話連絡を行いまして内容の確認を行いますので、迅速性については確保してまいりたいというふうに考えておりますけれども、今ご意見をいただきましたので、さらなる迅速性について今後も考えてまいりたいと思います。月次報告書については、これは受託事業者が原則として区の方に責任者が来庁したうえで、私または担当の係長の方で事業の執行状況を含めてお伺いします。場合によってはこちらから執務状況を確認するために、現場の方に伺うということで、それについては、双方で責任者が確認できるようにしてまいりたいなと考えております。これらについては徹底してまいりたいと考えております。

(委員) 受付票に確認欄など設けた方がいいように思います。それから、少し前に戻るのですが、受付票で通報者の記入する欄がありまして、法律上は通報者の保護ということが謳ってあります。通報者が条例よりも法律で保護されるという形になりますと、受付票というのは、長いことその場所に置いておくというのはまずいのではないかと、早めに回収されるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

(障害者施策推進課長) 受付票の保管につきましては、受託事業者との調整の中で厳重に保管してまいりますが、迅速性というご意見もありますので、今後、受託事業者との打合せの中で、どの程度速やかにできるかということについては改善の余地があるかなと思いますので、今後、ご意見を踏まえまして、工夫してまいりたいと考えております。

(会長) 他にご意見がありますか。よろしいですか。それでは、時間も過ぎて

- いますので、只今の諮問第7号は原案どおり承認でよろしいですか。
- (各委員) <異議なし>
- (会長) なお最後に報告事項があります。情報公開課長お願いします。
- (情報公開課長) 公文書公開請求における電子メールおよび電子メールに添付されたファイルの取扱いについて 資料4に基づき説明
- (会長) 報告事項ではありますが、何かご意見等ありますか。
- (委員) 1ページの1の(2)のアの(ア)ですが、2人の中だけのメールは共有されている状態とはいえないとかいてありますが、職層において、例えば管理職の方のメールの場合もそうなんですか。
- (情報公開課長) 前回にもお話をさせていただいたのですが、2人だけの場合で、例えば業務遂行命令がメールで入る場合があります。それについては、内容をやはり精査すると先ほど申し上げましたが、これについては公文書になるであろうというものもあります。ですので、その都度の確認にはなりません。ただ、職員が混乱を来しますので、そういったことも付記したうえで、原則論、形式ではこういうことが基準になるので、こういった範囲の中で、きちんと正しくメールを運用してくださいというような形での周知になるかと思います。
- (会長) 他に何かありますか。なければ本日の審議会を終了いたします。

建築確認申請書の事務処理に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 事務事業名	建築確認申請書の事務処理に関する業務
2 事業目的	<p>建築士の免許詐称を受けて、国土交通省では偽装免許の写しによる非建築士の違法業務等について措置を講じ、厳正に対応することになった。そこで平成 25 年 1 月から建築確認申請に記載された建築士の免許登録等の有無の確認等を実施することとしている。</p> <p>これに伴い建築審査課ではこれまで建築確認申請書に添付されていた建築士免許写しの内容について、記載された免許登録等の有無の確認を一般財団法人建築行政情報センターの建築士・事務所登録閲覧システム（以下「共用データベース」という。）を利用し免許登録の照合を実施する。</p> <p>その際、「共用データベース」には建築士の免許登録情報として氏名、出生の年月日、顔写真、勤務先等の個人情報が含まれる。また、「共用データベース」を利用するには電気通信回線を通じて行うものとされているため、練馬区の事務用端末と電算結合をする。</p> <p>なお、共用データベースのデータ閲覧は区の事務用端末により職員のみが行う。</p>
3 現行処理および提供方法	新規の業務であり、現行は行っていない。
4 結合先	一般財団法人建築行政情報センター
5 実施予定年月日	平成 25 年 1 月 7 日
6 所管課名	環境まちづくり事業本部 都市整備部 建築審査課
7 送受信する項目	<p>【区が受信する主な項目】</p> <p>氏名、登録番号、登録年月日、登録都道府県、建築士区分、出生の年月日、男女の別、勤務先住所、顔写真</p> <p>【区が送信する主な項目】</p> <p>氏名、登録番号、登録都道府県</p>

<p>8 個人情報の保護</p>	<p>【区側】</p> <p>練馬区情報セキュリティポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。</p> <p>(1) 業務を行う職員を指定し、職員の個別IDとパスワードを用いて管理する。</p> <p>【一般財団法人建築行政情報センター側】</p> <p>(1) 情報連携端末を設置するにあたり、端末のセキュリティを確保するため、法務省からFW（ファイアウォール）が配布される。</p> <p>(2) L G W A Nとの接続にあたっては、共用データベースシステムと端末との間のアクセスに必要な通信に限定した設定とする。</p> <p>(3) 不正アクセスの排除に関する保護措置</p> <p>(ア) 利用組織ごとにユーザーID・パスワードを設定</p> <p>ユーザーID・パスワードを利用者の認証方法として採用する。</p> <p>(イ) パスワードを画面に表示させない仕様</p> <p>ユーザーID・パスワードの流出を防止する</p> <p>(ウ) パスワードの誤入力の無効化</p> <p>連続3回となった場合、当該IDを30分間無効化し第三者によるユーザーID・パスワード解析を防止する</p> <p>(エ) 外部からの不正アクセスを制限するための装置を設置</p> <p>ファイアウォールの設置による、不正アクセスを防止する</p>
<p>9 添付資料 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電算結合記録票（案） ・システム構成図 ・システムとの電算結合について（用語説明） ・一般財団法人 建築行政情報センター概要

監察に関する業務に係る個人情報の外部提供について

(練馬区個人情報保護条例第 16 条関係)

1 件名	監察に関する業務に係る個人情報の外部提供
2 提供目的	<p>平成 13 年 9 月 1 日の新宿区歌舞伎町雑居ビル火災以降、「雑居ビルに関する練馬区安全対策連絡協議会」(現「建築物に関する練馬区安全対策連絡協議会」)を設置(平成 14 年 5 月 20 日要綱施行)し、消防署・警察署等と連携を図り建築物の安全対策を協議している。</p> <p>その後も未届有料老人ホームや認知症高齢者グループホーム、ホテル等での火災による死傷者が出る事件もあったことから、国土交通省・東京都からそれぞれ消防署等と一層の連携を図り違反是正する旨の通知があった。</p> <p>既存建築物の建築基準法施行令第 9 条に定める建築基準関係規定の違反是正指導に当たっては、消防法に基づく消防署の指導と連携することが効果的で必要であり、また、違反建築現場でのトラブルや不当な要求、公示看板の毀損などに対応するためには、警察署との連携が必要である。</p> <p>各機関と連携するため、外部提供に関する諮問を行うものである。</p> <p>なお、本人への、外部提供を行ったことに対する通知については、業務の性質上、本人に通知した場合、実施機関の業務の円滑な実施が困難になるため、省略することとする。</p>
3 提供先	消防署・警察署・東京都
4 個人情報の内容	建築主住所・氏名・連絡先、施工者住所・氏名・連絡先、違反条項、建物所在地、地域・地区・用途、構造、規模、指導経過、是正計画書、現場写真、建物図面 その他違反是正のために必要な事項
5 提供時期	平成 24 年 11 月から
6 提供方法	文書
7 提供先における個人情報の保護	東京都個人情報の保護に関する条例 国家公務員法および地方公務員法に基づく守秘義務

8 添付資料 省略	外部提供記録票（案） 国土交通省・東京都通知							
9 所管課名	都市整備部 建築課							
10 承認基準の事例 の追加	別表5 外部提供に関する審議会事前一括承認基準 <table border="1" data-bbox="513 461 1345 1124"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 461 579 521"></th> <th data-bbox="579 461 828 521">類 型</th> <th data-bbox="828 461 1345 521">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 521 579 1124">12</td> <td data-bbox="579 521 828 1124">区民の生命、 身体または財産 の安全を守るた めに、あらかじめ 関係機関に対 し情報を提供す る場合で、本人 の権利利益を不 当に侵害するお それが無いとき</td> <td data-bbox="828 521 1345 1124">監察に関する業務(違反建築物の 是正指導対策等)</td> </tr> </tbody> </table>			類 型	事 例	12	区民の生命、 身体または財産 の安全を守るた めに、あらかじめ 関係機関に対 し情報を提供す る場合で、本人 の権利利益を不 当に侵害するお それが無いとき	監察に関する業務(違反建築物の 是正指導対策等)
	類 型	事 例						
12	区民の生命、 身体または財産 の安全を守るた めに、あらかじめ 関係機関に対 し情報を提供す る場合で、本人 の権利利益を不 当に侵害するお それが無いとき	監察に関する業務(違反建築物の 是正指導対策等)						

障害者虐待通報受付に関する業務に係る外部委託について

(練馬区個人情報保護条例第 13 条関係)

1 件 名	休日・夜間障害者虐待通報受付業務委託
2 委託内容	<p>障害者虐待は、いつ発生するか予測できない事態であり、休日・夜間においても速やかに通報受付から虐待対応までの体制を整える必要があるが、現在、区には休日や夜間等の閉庁時間において専門性のある職員による受付体制がない。</p> <p>そのため、閉庁時間における通報・届出の電話受付および区への連絡業務を、社会福祉士等の専門性のある職員を配置することが可能な障害者福祉事業者・民間事業者へ委託をすることにより、障害者虐待を防ぐための体制の構築を図る。</p>
3 委託先	障害者福祉事業者・民間事業者
4 委託開始年月	平成 24 年 12 月下旬(予定)から
5 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 障害者施策推進課
6 取り扱う個人情報	<p>通報者・届出者の氏名、住所、連絡先、障害者との関係 障害者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、居所の種別、連絡先、障害種別</p> <p>虐待行為者の氏名、住所、連絡先、障害者との関係 虐待の種類や程度、具体的な状況、虐待の経過</p>
7 個人情報の保護	練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。添付資料「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。
8 添付資料 省略	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託記録票(案) ・休日・夜間障害者虐待通報受付業務フロー図 ・受付票 ・仕様書(案) ・個人情報の保護および管理に関する特記事項

平成24年10月31日
総務部情報公開課

公文書公開請求における電子メールおよび電子メールに添付されたファイルの取扱いについて

従来の紙媒体に代わる公文書としての特性や情報伝達の手段としての特性をあわせもつ電子メールと電子メールに添付されたファイル（以下、「メール」という。）についての基準を設け、その基準を満たすものを練馬区情報公開条例上の公文書（以下、「公文書」という。）とみなすことで、公正かつ円滑な公文書公開制度の運用を図る。

1 基本的な考え方

(1) 公文書の定義

実施機関の職員が自己の職務の範囲内において事実上作成し、または取得した文書等であって、当該実施機関が管理しているものをいう。

下記の～を満たすものが公文書である。の管理とは、課で、現に保管・保存されている状態（以下、「共有」という。）を指す。

実施機関の職員が

自己の職務の範囲内において

事実上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）

当該実施機関が管理しているもの

(2) 共有の基準

保存状態

ア アドレスの保存フォルダにおかれているもの

・ 課アドレス

共有されている状態である。

・ 個人アドレス

(ア) 2人の中だけのメールは当事者以外にその情報の存在を認識することが困難であることから、共有されている状態とはいえない。

(イ) 2人の中のメールを、どちらか一方が他の職員に転送した場合については、共有されている状態である。

(ウ) 複数の職員に同時に送信されたメールは、共有されている状態である。

- イ 課の共有フォルダに保存されたもの
課の共有フォルダに保存した場合は、共有されている状態である。

内容

内容により公文書であるかの判断をする。

- ア 計画や記録の草案の段階であっても、関係者に確認や意見を求めるなどの内容である場合は、組織的な管理をされている状態とみなす。（ただし、内容が未成熟な情報の段階に留まるものであると判断した場合については、公文書の対象であるが非公開決定となる。）
- イ 伝達手段のツールとして用いたメールについては、公文書の対象からは除く。

(3)保存期間

前提としてメールは、練馬区文書管理規程の対象外として考える。（送受信後60日を経過すると保存フォルダから削除されることから。）

前提を踏まえて、つぎのアおよびイにより共有されている状態であるかを判断する。

- ア パソコン上削除されたもの（保存期間経過および保存期間中であってもメール削除を行ったもの）については、共有されている状態とはいえない。
- イ 公文書公開請求が、執務時間外に電子申請で行われた場合には、請求日以後の直近の平日の時点において保存フォルダに存在しているものは、共有されている状態である。

2 今後の取組

公文書の定義や管理およびメールの取扱いについて、新規採用職員研修や職層研修、各所管での企画研修等の庁内で行われる研修や情報公開制度運用の手引きへの追記を行うことにより、意識啓発と理解向上を図る。